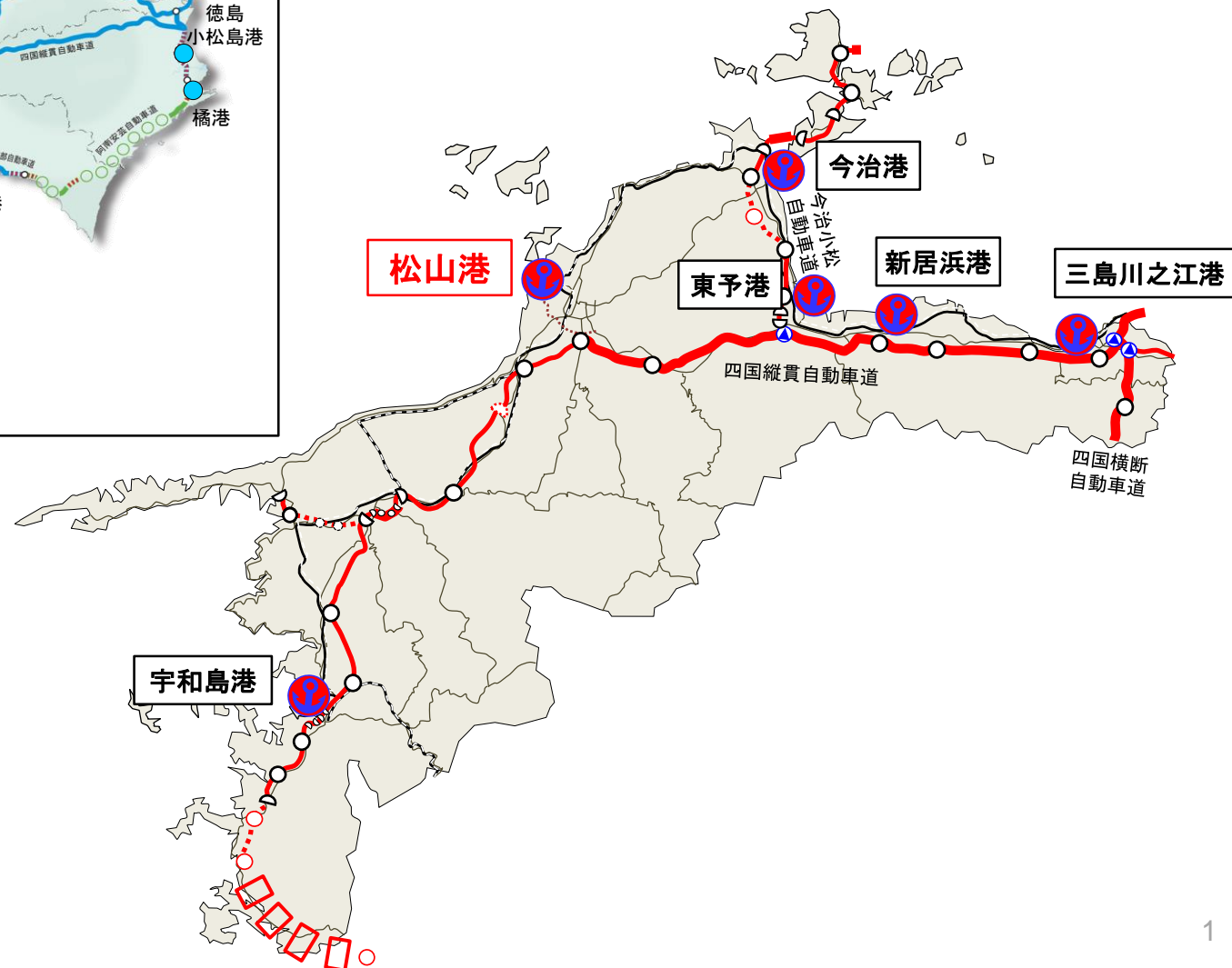


# 松山港 港湾計画一部変更

前回改訂:平成 5年 6月(目標年次:平成15年)

港湾管理者:愛媛県

平成30年3月13日  
交通政策審議会  
第70回港湾分科会  
資料1-3



## 【ポイント】

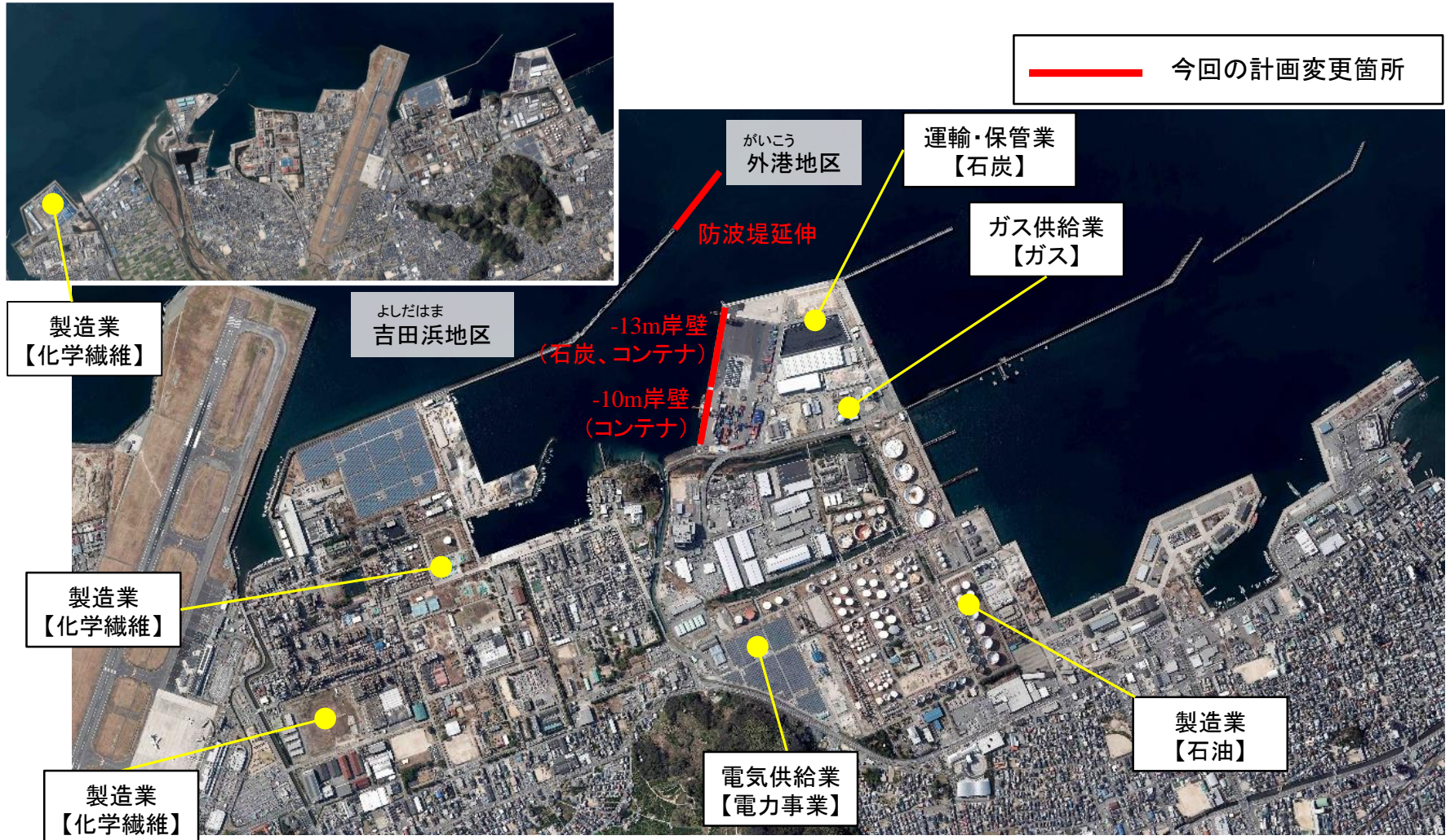
- 船舶の大型化に対応するため、公共埠頭計画を変更し、岸壁を延伸する。
- 港内静穏度確保のため、外郭施設計画を変更し、防波堤を延伸する。





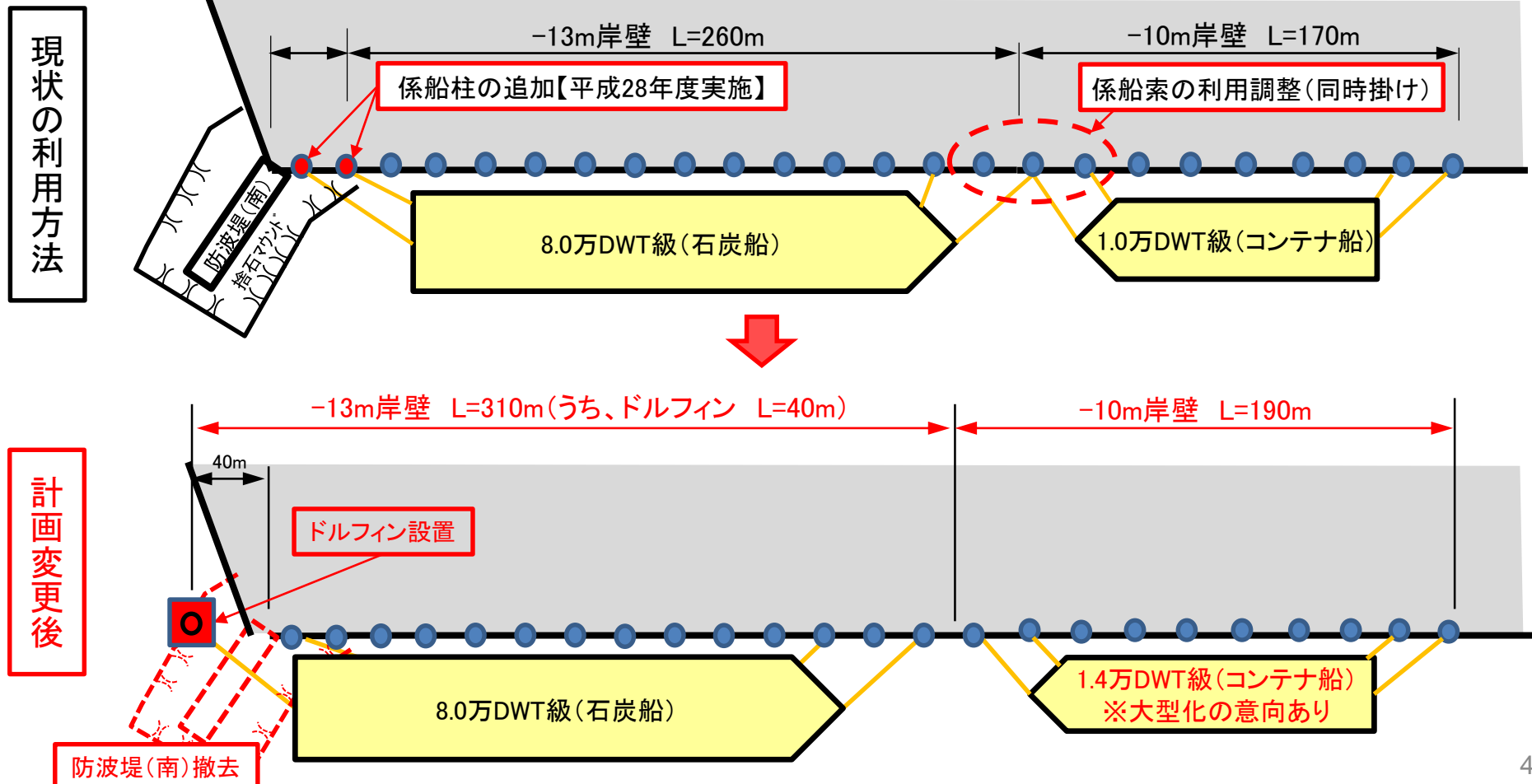
# 主な立地企業(外港地区利用関係)

- 外港地区は、LNGや石油等のエネルギー関連企業や化学企業の工場が立地し、原材料や製品の輸送拠点となっている。
- 石炭販売業者が、平成27年11月に外港地区背後の用地を取得し、平成29年4月から操業を開始している。



# 計画変更の必要性(岸壁の延伸)

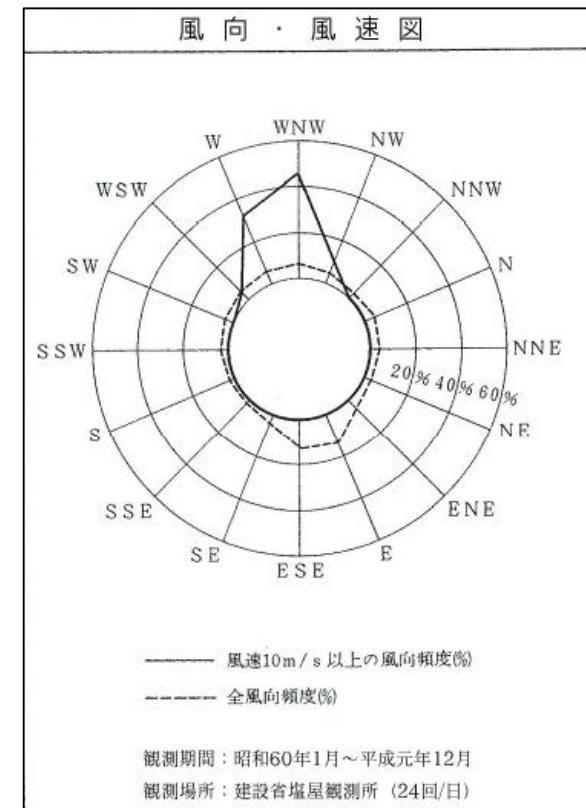
- 8万DWT級石炭船の利用に対応するため、当該石炭船とコンテナ船(1万DWT級)の同時係留が可能となるよう、暫定措置として、平成28年度に港湾管理者が取付部への係船柱を追加設置するとともに、石炭船入港時には、係船索の配置調整(同時掛け)により対応している。
- コンテナ船の1.4万DWT級への大型化ニーズもあり、石炭船(8万DWT級)とコンテナ船(1.4万DWT級)の同時着岸時における安全性向上のため、岸壁を延伸する(沖合にドルフィンを設置)。岸壁延伸に伴い、防波堤(南)を撤去する。

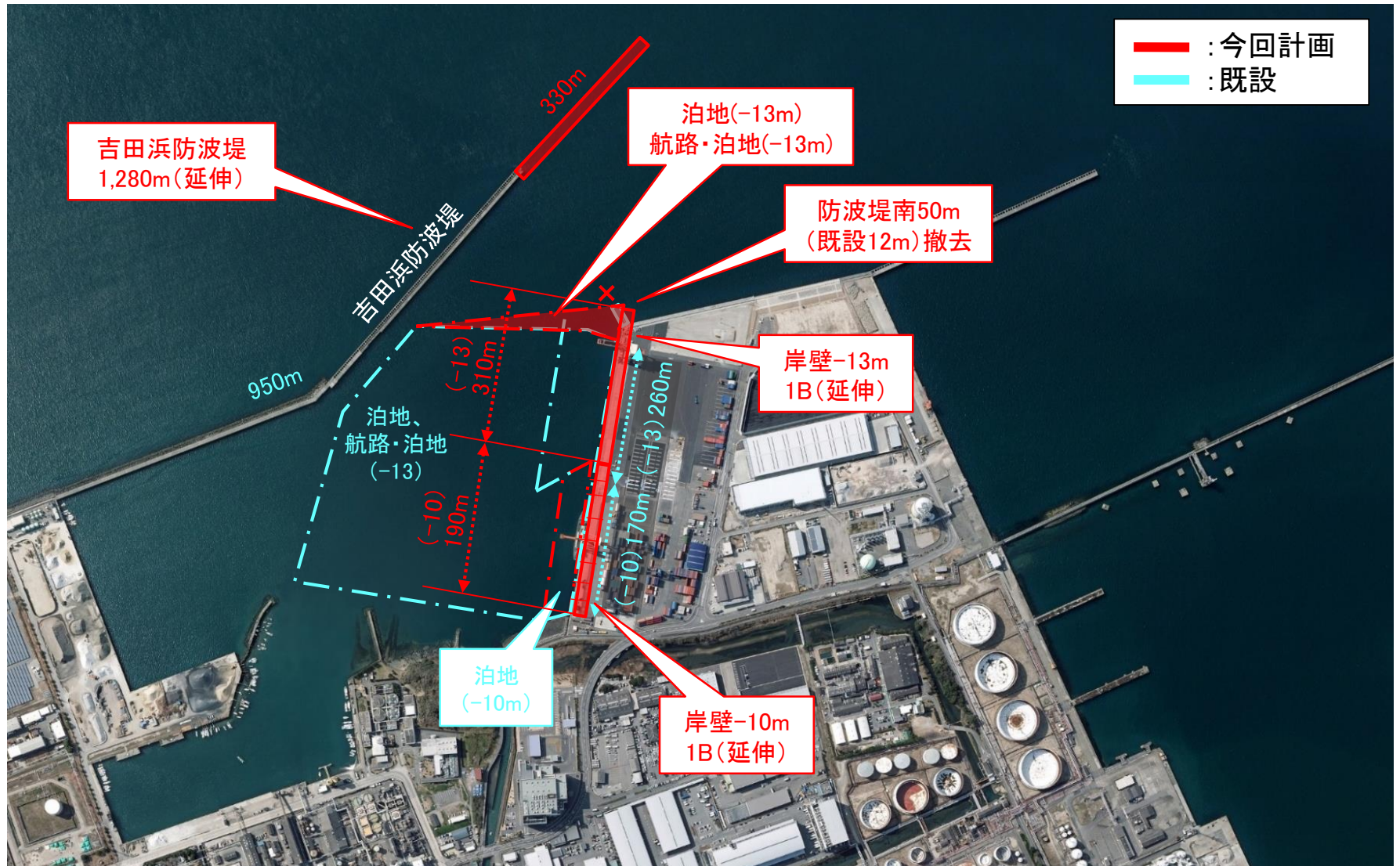




# 計画変更の必要性(防波堤の延伸)

- 今後、船舶の大型化により、操船への潮流の影響が増大することに加え、岸壁延伸に伴う防波堤(南)の撤去により、岸壁静穏度の低下が生じることとなるため、吉田浜防波堤を330m延伸する。







確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
効率的・効果的な 港湾機能の構築	<p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(4) 船舶航行等の安全の確保と効率性の向上            港湾及び関連航路における船舶の安全で円滑な航行及び港湾における諸活動の安全を確保するため、<u>船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、航路、泊地の整備等を行う。</u>            特に、<u>長周期波等に起因する荷役障害や港湾施設への被害に対しては、利用船舶や荷役形態に応じて、所要の荷役稼働率と安全性を確保するため、防波堤等の整備や係留方法の改善等を総合的に行う。</u></p>
臨海部における 防災拠点づくり	<p>II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化</p> <p>7 大規模地震対策施設            大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保するべく、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震災害の切迫性、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等背後地へのアクセスの状況等を考慮して、大規模地震対策施設を適切に配置する。            また、大規模地震対策施設は、耐震強化岸壁と、緊急物資の保管や被災者の避難等に資する広場、市街地と港湾を連絡する道路等を一体的に備える。</p>

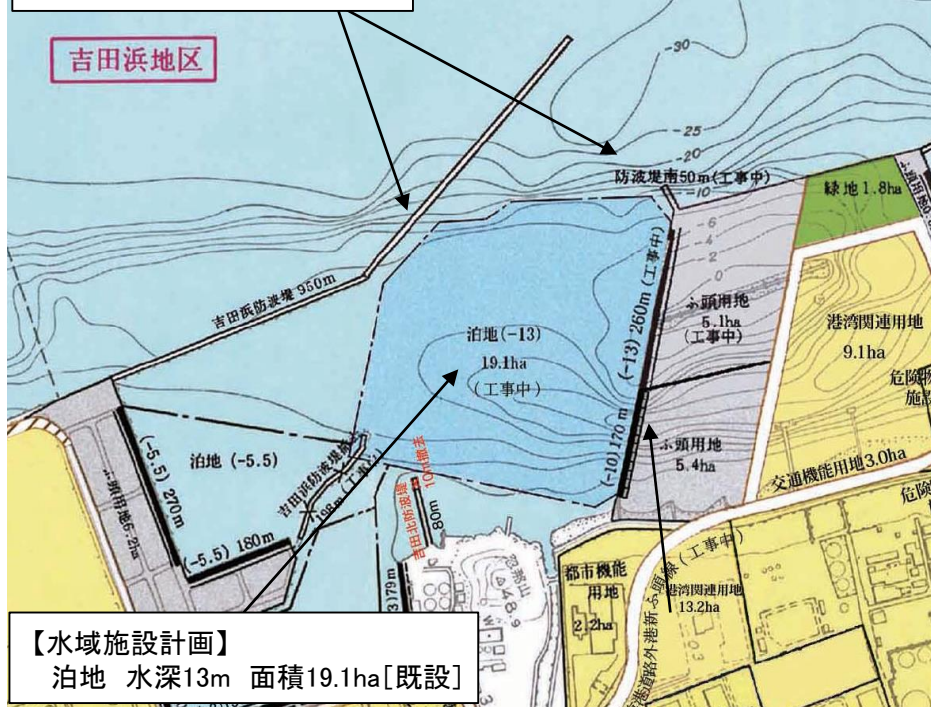
※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成29年7月8日施行)

# 計画変更内容

## 既定計画

【外郭施設計画】  
 吉田浜防波堤 950m〔既設〕  
 防波堤南 50m〔既設〕

吉田浜地区



【水域施設計画】  
 泊地 水深13m 面積19.1ha〔既設〕

【公共埠頭計画】  
 水深13m 岸壁1バース 延長260m〔既設〕  
 水深10m 岸壁1バース 延長170m〔既設〕

【大規模地震対策施設計画】  
 水深10m 岸壁1バース 延長170m〔既設〕

## 今回計画

【外郭施設計画】  
 吉田浜防波堤 1,280m(うち950m既設)  
 防波堤南 50m 撤去

【水域施設計画】  
 泊地 水深13m 面積0.2ha  
 航路・泊地 水深13m 面積0.1ha  
 泊地 水深10m



【公共埠頭計画】  
 水深13m 岸壁1バース 延長310m  
 水深10m 岸壁1バース 延長190m

【大規模地震対策施設計画】  
 水深10m 岸壁1バース 延長190m